

令和4年度

第3回江別市国民健康保険運営協議会

(書面開催)

《 資 料 説 明 》

## 報告事項（１）令和５年度国民健康保険事業費納付金確定額について

令和４年１２月１６日に開催した前回の国保運営協議会において、国保税の算定基礎となる江別市分の国保事業費納付金の概算額についてお示ししましたが、このたび北海道から当該納付金の確定額が通知されたところです。

### 【資料１ページ】

#### 【国保事業費納付金確定額と納付財源】

上の行の左端の欄、道が算定した江別市の国保事業費納付金確定額 a は、３１億３，７６５万４千円となりました。なお、概算額は約３１億４，５５８万円でしたので、約８００万円減少しております。

ここから個別歳入である「国・道支出金」や「一般会計繰入金」などと、個別歳出である「保健事業」や「特定健康診査等費用」などを加減算した b の６億２，７９１万１千円を差し引くと、保険税収納必要額 c は２５億９７４万３千円となります。

これに対し、課税限度額や税率を変更しなかった場合の国保税の収納見込額 f は、２３億３，５６６万５千円となるため、不足見込額は、右端の欄 f - c に記載のとおり１億７，４０７万８千円となるものであります。

このことを受けまして、前回の協議会の資料においてもお示したところではあります。後ほど諮問事項でご審議いただきます。「国民健康保険税の課税限度額の改定について」に基づき、課税限度額を９９万円から１０２万円に３万円引き上げることにより、下の行の左端の欄、課税限度額引き上げによる増加見込額 g は、５７３万９千円となります。

それでもなお、不足が見込まれる下段の表 h - c の１億６，８３３万９千円については、不足額の全額を国保積立基金の一部から繰り入れることにより、税率及び均等割・平等割を据え置きたいと考えているところであります。

### 【資料２ページ】

#### 【国保事業費納付金と財源不足見込額等の将来推計】

道の算定方法によりますと、今後、行番号 c の激変緩和措置適用額が無くなり、行番号 d の国保事業費納付金が増加するため、行番号 g の財源不足見込額は年々増加していくことが予想されます。

そこで、この財源不足額を補うために、保健事業や医療費適正化事業を一層強化し、保険者努力支援制度による補助金の確保に取り組む必要があります。

そのうえで、税負担の公平性を確保するために限度額の引き上げを含めた税率等の見直しや国民健康保険積立基金の活用などについて今後も総合的に検討していく必要があると考えております。

## 報告事項（２）国民健康保険条例の一部改正（出産育児一時金の見直し）について

### 【資料３ページ】

現在、国保の被保険者が出産した際、出産育児一時金として４０万８，０００円を支給しており、産科医療補償制度に加入する分娩機関等が出産した場合は、当該制度の掛金分として１万２，０００円を加算し、総額４２万円を支給しております。

先般、国の社会保障審議会医療保険部会の議論の整理において、出産育児一時金の額は、令和４年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和５年４月から全国一律で５０万円に引き上げるべきとされたことを踏まえ、健康保険法施行令が改正予定であり、出産育児一時金を４０万８，０００円から４８万８，０００円に引き上げることで、産科医療補償制度の掛金分の１万２，０００円と合わせて、総額を５０万円とすることになったものです。

そのため、本市においても当該制度の見直しや、政令の一部改正に合わせて、国民健康保険条例について、所要の改正を行うものです。

次に、２の改正内容ですが、出産育児一時金の基本額を定める条例第５条第１項において、現行の４０万８，０００円から４８万８，０００円に改めるものです。

次に、３の施行期日は、健康保険法施行令の一部改正の施行日に合わせて、令和５年４月１日とするもので、４の経過措置は、資料に記載の内容を規定するものです。

### 【資料４ページ】

参考資料として、産科医療補償制度創設後の出産育児一時金に係る支給額のこれまでの推移を記載しておりますので、ご参照いただければと存じます。

## 諮問事項 令和5年度国民健康保険税の課税限度額の改定について

### 【資料5 ページ】

#### 【1 改定の趣旨】

国は、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」において、医療保険の保険料に係る国民の負担に公平性を確保するため、国民健康保険の保険料の賦課限度額の引上げを検討することが明記されたことを受け、課税限度額を見直し、引上げを行っております。

これにより、課税限度額に到達する収入のある世帯については負担増となりますが、本市におきましても、中間所得層の保険税負担を抑制し、被保険者間の保険税負担の公平性を図るため、国の基準に準拠した改定を行おうとするものであります。

#### 【2 地方税法施行令の一部改正】

令和4年3月31日に改正され、令和4年4月1日から基礎課税額の限度額が63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額の限度額が19万円から20万円に引き上げられており、課税限度額の合計は、99万円から102万円となっております。

### 【資料6 ページ】

#### 【3 国民健康保険税課税限度額に到達する世帯収入】

給与収入のみの単身世帯、及び世帯主のみ給与収入がある4人世帯の場合の限度額到達収入を記載しておりますので、ご参照ください。

#### 【4 令和5年度国民健康保険税課税限度額改定による影響見込み】

今回の改定による影響世帯数は246世帯で、調定額の増加は588万6千円、歳入額の増加は573万9千円を見込んでおります。その他につきましては、表に記載のとおりでございます。

諮問の内容につきましては、以上のとおりとなります。このたびの諮問となる課税限度額を、国の基準と同じく99万円から102万円に引き上げることについて、ご意見いただきますようお願いいたします。

なお、諮問書につきましては、写しを同封しておりますのでご参照願います。